議案第７１号

羽生市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第１条　羽生市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和３９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第４条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において、給料の月額及びその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３２．５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略）	（期末手当） 第４条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において、給料の月額及びその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略）

第２条　羽生市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在すると

きは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第４条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において、給料の月額及びその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３０を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略）	（期末手当） 第４条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において、給料の月額及びその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３２．５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略）

附　則

この条例中第１条の規定は令和８年１２月１日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

埼玉県羽生市長　斎　藤　万紀子